

平成26年度第4回岩手県子ども・子育て会議

日時:平成27年2月13日(金)

14:00~15:30

場所:岩手県産業会館 7階 大ホール

1 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 定刻を回りましたので、ただいまから平成26年度第4回岩手県子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私、子ども・子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

初めに、本日まで出席いただいております委員の人数ですけれども、委員総数26名のうち18名でございます。過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承をお願いいたします。

2 あいさつ

○高橋少子化・子育て支援担当課長 開会に当たりまして、根子保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

○根子保健福祉部長 県の保健福祉部長の根子でございます。委員の皆様にはお忙しい中、岩手県子ども・子育て会議にご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろ本県の子ども・子育て支援の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおりでございますけれども、昨年12月に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」によりますと、2040年には全国の約50%の市町村で20歳から39歳までの女性の数が5割以上減少するおそれがあるということとなっております。若い世代の就労、結婚、子育てを初めとした施策が重要であるということとなっております。

県でも昨年、知事を本部長とする人口問題対策本部を立ち上げまして、現在その最終報告に向けて取りまとめを行っておりますが、人口減少のうち、特に自然減に対する対策として、結婚、妊娠、出産、育児を通じた切れ目のない支援を進めていくこととしております。

本日までご検討いただきますいわて子どもプランでございますが、この対策の中心的な位置づけとなるものでございますので、よろしくご協議をお願いしたいと思っております。

おります。

今回の会議では、前回いただいたご意見のプランへの反映状況に加えまして、12月から1月にかけてパブリックコメント、それから地域説明会を開催いたしましたして、県民の皆様からご意見をいただきましたので、その状況と意見への対応方針について説明をいたしたいと思っています。

また、計画部会において検討いただいております県の子ども・子育て支援事業支援計画につきましては、市町村計画に掲載される教育、保育の量の見込みと確保方策、認定こども園の設置目標が固まってまいりましたので、最終案として報告させていただきたいと思っております。

今後、本日いただきましたご意見も踏まえながら、3月の策定に向けて庁内の手続を進めていくこととしておりまして、4月の子ども・子育て支援新制度の施行に向けて円滑な制度のスタートが切れるよう、今後とも重点的に取り組んでまいります。

本日の会議におきましては、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 本日の出席者についてですが、お手元の資料2枚目の出席者名簿をもちましてご紹介にかえさせていただきます。なお、一番上の段の山本委員ですけれども、本日ご欠席ということでご連絡いただいておりますので、申し添えます。

3 報 告

- (1) 幼保連携型認定こども園部会の委員について
- (2) 「子ども育成部会」の会議概要について
- (3) パブリックコメント及び地域説明会の実施結果について
- (4) 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画について

○高橋少子化・子育て支援担当課長 早速ですが、次第に沿いまして3の報告に入らせていただきます。

条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

○遠山宜哉会長 こんにちは。それでは、次第に沿いまして大きな3の報告の1番、幼保連携型認定こども園部会の委員についてということでございますが、これは前回この12月の会議、第3回の会議でこの委員につきましては会長職から指名させていただくということになっておりまして、今日ご報告するというお約束でございました。

それで資料ですが、先ほど本日の会議出席者名簿をご覧いただきましたけれども、その次にもう一つ名簿がございまして、委員名簿というのがあります。これが丸がついているのが各委員ですが、今回お願いいたしますのは認定こども園部会、一番右の欄に丸をつけているところの委員さんにこの部会をお願いするというところでございます。丸が2つも3つもついている委員がいらっしゃいますけれども、支援計画部会、子ども育成部会というのはおおむね任務を終えつつありますので、まず認定こども園はこれからということでございます。そういうことでこういう方をお願いをすることにいたしましたというご報告でございます。

それでは、大きな3番の2番、子ども育成部会の会議概要につきまして、育成部会の米田会長さんからご報告をお願いします。

○米田ハツエ子ども育成部会長 米田でございます。報告させていただきます。

まず、会議の日時等でございますが、第3回子ども育成部会は26年の12月18日、下記のとおり行ってございます。

それから、第4回子ども育成部会は27年の1月27日に下記のとおりで会議を行いました。

そして、議事内容でございますが、1、いわての子どもを健やかに育む条例の検討状況について事務局からの資料の説明を受けるとともに意見交換を実施いたしました。

主な意見等は次のとおりでございましたので、ご報告いたします。1番、子どもの権利にはさまざまあることから、記載できればいいというご意見がありました。条例の前文において権利の例示を規定するということで対応いたしました。

2番目、基本理念の相互連携、協力の対象として、保護者についても規定に盛り込んだほうがいいというご意見がございました。これについては、基本理念の相互連携、協力の対象として、保護者についても規定するということで対応いたしました。

3番、基本的施策のうち、子どもへの支援として、教育の充実についても入るといいという意見がございました。これに対しては、基本的施策の子どもへの支援として、教育環境の整備の推進を規定するという対応いたしました。

4番、施策の実施状況の公表はどのような形で行うのかというご意見に対して、子ども・子育て会議やホームページでの公表を予定しているということ。

それから、5番、条例の周知に当たっては、子どもへの周知についても検討してほしい。今後の周知活動における参考とするという対応といたしました。

3番、第4回子ども育成部会において別紙の条例案について了承いたしました。

もう一つの3番、今後のスケジュールとしては、事務局から県議会2月定例会において条例案を提案する予定であることの説明がございました。

以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。部会長さんから資料1に基づきまして、この間2回行われた会議のご説明をいただきました。

委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

「はい」の声

○遠山宜哉会長 それでは、次へ移らせていただきます。

報告の3番、パブリックコメント及び地域説明会の実施結果について、これは資料ナンバー2に基づきまして、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、高橋のほうからご説明申し上げます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

資料ナンバー2をご覧ください。いわて子どもプランに係るパブリックコメント、あと地域説明会の2点でございます。1番、パブリックコメントでございますけれども、募集期間は12月26日から1月25日、約1カ月間ということでございます。県庁のホームページ、あるいは広域振興局等の行政情報センターに配架しまして意見を募集いたしました。

提出状況ですが、全部で11件ございました。

内訳につきましては、子どもプランの第I章のところには該当がございませんでした。第II章の各論につきまして、子育て家庭を支援するという項目のところには6件、子どもの健全育成を支援するという分野に2件、第III章の計画の推進に1件、そ

の他全般ということでしたけれども、2件ということでございます。

反映状況でございますけれども、Aといいますのが全部反映ということで、計画等の案を修正したものと。Bが一部反映でございます。これも計画案を修正しております。Cは趣旨同一ということで、案の修正には至らないもの。Dは参考ということで、施策の実施段階等で参考にさせていただくもの。Eは対応困難、F、その他でございます。右端の件数のとおりでございますして、全部反映が6件、趣旨同一が3件、参考が1件、対応困難が1件ということでございます。

順次ご説明申し上げますが、反映状況をAとしました意見につきましては、次第の4番のいわて子どもプランについてで、具体的な反映のところでご説明しますので、ここはそれ以外のものにつきましてかいつまんでご説明をさせていただきます。

番号1ですが、みんなで子育てを支援する地域づくりという項目に、被災により通学環境が変わった小中学生の児童生徒の安全確保について文言を加えてほしいといった意見がございました。これにつきましては、警察本部のほうと協議しまして、被災地域に居住する子どもを含む全ての子どもを対象に交通事故や犯罪から守る施策を推進するということを表記しているのです、C、趣旨同一ということで、変更はしないで各種対策を推進させていただくということにさせていただきたいと思っております。

2ページ目ですが、2から5は区分がAですので、割愛させていただきます。

6番ですけれども、児童福祉法において子育て支援事業とされている放課後児童健全育成事業、こちらを施策体系の2番の子育て家庭を支援するの中に位置づけることを求めるということでもあります。県の考え方なのですけれども、2の子育て家庭を支援するにも放課後児童クラブを初めとする地域子ども・子育て支援事業の活用を促進することについて記載しておりますということです。その上で、現在3の子どもの健全育成を支援するところに放課後児童クラブについて記載してあるのですということで、Cの趣旨同一ということで捉えさせていただいております。

次は、7、8を飛ばしまして9番、計画の推進体制についてのご意見でした。計画の推進の中に県の人口問題対策本部、または各市町村の人口減少対策協議会等との一体化した情報共有体制を構築するということ盛り込んでもよいのではないかとということでありました。考え方としましては、この計画は必ずしも人口問題を

主目的としたものではなくて、本県の次世代育成支援対策についての基本的な方向を明らかにした実施計画であるということでございましたので、関係機関との情報共有を図り推進してまいりますということで、参考とさせていただきました。

10番でございます。給食費を無料にしてほしいということでした。このことによって先生方が仕事に専念できるようになって、子どもたちの学校生活の質も向上すると思うというものでした。これは教育委員会のほうと協議させていただきましたが、学校給食費につきましては学校給食法によりまして保護者の負担といったようなことになっておるということでありました。集め方でありますとか、そういったところについては市町村がそれぞれ判断をしているといったことが記載されてございます。

11番ですが、子どもたちのよりよい環境のために設備の整備でありますとか手厚い保育を行うため、保育園、学童クラブへの補助金を増やしてほしいという内容でした。考え方としましては、2の(4)のところでは保育サービスの充実の促進を図ります、あるいは資質の向上を図りますということを記載させていただいております。あと(3)の1のところでは、放課後児童クラブの適切な設置及び運営を推進するということを書かせていただいておりますということで考えております。なお、具体的には、子ども・子育て支援新制度の実施に伴いまして、職員の処遇改善加算等の導入により保育所の収入が増加する、あるいは補助基準額の見直しなどによりまして放課後児童クラブの充実が図られるといったような方向になってございますということで、Cの趣旨同一とさせていただいております。

10番につきましては、Eの対応困難となっております。

以上がパブリックコメントの意見とそれへの対応でございました。

4ページ目ですが、地域説明会の結果でございます。こちらは1月の21日から28日までの4日間、県南、沿岸、県北、盛岡ということで、ご覧の場所で開催をさせていただきました。このときには、いわて子どもプランのほかにはいわての子どもを健やかに育む条例につきましてもご意見をあわせていただきました。参加者はご覧のとおりでございます。

対象者、市町村、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の職員の方々、一般の方々、さまざまございました。

ご意見と回答ですが、全部で9件ございまして、Aが1件、Cが1件、Dが7件

ということであります。

イですが、意見の内容、これは計画別に掲載をさせていただいております。いわて子どもプラン関係では、1番はAですので、後ほど。2番、希望という文字が書かれてあって、今後限りない支援になるというふうに考えて非常にうれしいというご意見があり、Cとさせていただきました。

5ページですけれども、ひとり親家庭への支援の充実ということで、母子家庭支援について現在の相談体制が機能する部分としない部分があるので、見直しが必要ではないかというご意見でした。支援体制につきましては、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を県の母子寡婦福祉連合会に委託しており、さらに就業支援を加えながら引き続き実施していくということにしております。

また、振興局に母子自立支援員を配置しておりまして、母子福祉資金の貸し付けに係る相談業務、母子家庭の自立に必要な情報提供等を行っておりまして、これらの方々の研修等を通じまして相談機能について一層強化を図っていきたいということで参考とさせていただきました。

②のひとり親家庭等自立促進計画につきましては、意見がございませんでした。

③の子ども・子育て支援事業支援計画、こちらの関係につきましては5件ございまして、1番は子どもを預ける施設が増えて、育児は保育所に任せて、食事はファミレスといったような親の教育も必要ではないかというご意見でした。これにつきましては、子ども・子育て支援新制度の中で地域子育て支援センター等の機能強化等を通じまして、親の成長につきましても促していく内容となっておりますということで参考とさせていただきました。

2番目は、保育士・保育所支援センターの関係で、沿岸部から昨夏に応援を依頼したけれども、なかなか支援できる体制にないといったようなことだったということでありました。これにつきましては、27年度の新年度予算で沿岸部の拠点と連携しまして、出張による保育士と保育所のマッチング、相談等ができるように取り組みたいと考えております。

3番ですが、保育士が確保できないで子どもの受け入れができない保育所があるということで、保育士試験を1回から2回に増やしてほしいということでした。これにつきましては、国の動向、状況等も踏まえて対応を検討していきたいと考えております。一方で、求人と求職のミスマッチ、常勤であるとか非常勤であるとか時

間帯であるとか、こういったところのミスマッチといったあたりをセンターの活動範囲を広げてマッチングしていきたいと考えております。

4番ですが、放課後児童支援員の確保、資質向上に向けた施策は予定しているかということでありました。これにつきましては、27年度の当初予算で必要な研修について計上していきますということです。

5番ですが、保育教諭の10年講習、幼保連携型認定こども園の保育士と教諭の免許を両方持った方ということになりますが、学校の夏休みに合わせて通常講習が開催されているけれども、夏休みのない保育教諭への配慮が必要だというご意見でございました。これは直接この計画に関係するものではありませんが、県教委のほうに伝えさせていただきますということにいたします。県教委のほうでは、幼稚園教諭につきましては講習を開催していないということで、他の大学等が行っている研修、あるいは時期的に出られないのであれば放送大学であるとかそういった通信の講習というのもあるので、活用していただきたいというお話でございました。

④ですけれども、いわての子どもを健やかに育む条例の関係、条例はつくって、つくっただけで終わりとなりがちだということで、家庭への施策に生かすため、研究会や話し合う場が必要ではないかというご意見でした。これにつきましては、条例の第11で施策を総合的、計画的に推進するほか基本計画を定めるということにしておりまして、当該計画、いわて子どもプランということになりますけれども、これについては県の子ども・子育て会議に報告し、議論をいただく予定としておりますというふうに回答してございます。反映状況は参考、Dということになっております。

以上がパブリックコメントと地域説明会の結果でございました。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。パブリックコメントと地域説明で出されました意見と、それに対する対応ということでご説明いただきました。反映したものについては、また後ほどということでございます。皆さん、ご意見いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、この件はご報告のみということでございます。

続きまして、報告の4番目です。岩手県子ども・子育て支援事業支援計画について、資料ナンバー3というものに基づきまして、引き続き課長さんからお願いいた

します。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 引き続き高橋からご説明します。

前回との変更点を中心にご説明をさせていただきます。本文の2ページ目をご覧ください。2番に各年度の量の見込みと提供体制というところがございます。(1)の量の見込みの説明、1行目に別表1-1及び別表1-2の量の見込みのとおりというふうでございます。また、3ページの(2)、教育・保育の提供体制の確保につきましても2行目に別表1-1から別表1-2の確保の内容のとおりという記載がございます。この別表のほうにつきまして、今回市町村さんにおきまして子ども・子育て会議を開催して、前回から修正等の報告がございましたので、数値を置きかえてご報告するものであります。

14ページをお開きください。まず、県全域の状況でございます。上の段から順にでございますが、幼稚園と認定こども園の教育機能部分、こちらの認定になります1号認定につきましては、平成27年度から①の量の見込みに対しまして②の確保の内容が上回っておりまして、引き算をしますと4,356人の余剰が生じるという見込みであります。前回の会議のときには4,870人でした。

次に、保育所、認定こども園の保育機能部分のうち、3から5歳を対象とします2号認定でございますが、同じく1,805人の余剰が生じる見込みとなりました。前回は1,112人でした。

同じ保育機能ですが、零歳部分、こちらは3号となりますけれども、476人の今度は不足が生じてございます。

1、2歳児では664人の不足が生じる見込みです。

前回の会議では、零歳と1、2歳児を合わせて1,408人としておりましたので、今回合わせますと1,140人となりまして、不足する数が268人減少してございます。これは市町村さんが不足に対して努力をされたということかと思っております。

次に、待機児童の解消目標としております平成29年度の数字でございますけれども、1号、2号につきましては、それぞれ4,570人、2,577人、これは余剰が見込まれております。

3号の零歳につきましては、21人の不足、1から2歳では327人の余剰が生じております。前回は、ゼロから2歳児まとめまして、392人の余剰が生じる予定をしておりましたけれども、今回を合わせると306人ということで……余剰ではない、不

足ですね。今回を合わせると306人ということで、不足はこちらも86人減少してございます。県の概況は、こういったことで変更がございました。

続きまして、別表1—2でございます。次のページをお開きください。盛岡市から33市町村分が各1ページで記載されてございます。これは各市町村の子ども・子育て会議さんのほうで、まず2月中に了解を得られる、あるいはもう了解を得たという内容になってございます。

個別の市町村につきましては申し上げませんが、量の見込みに対して確保の内容が不足しているというような市町村の数を見ますと、27年度では1号ではゼロ、2号では2市町村、3号の零歳児では14市町村、3号の1、2歳児では11市町村が不足をするというような傾向になってございます。これが29年度になりますと3号の零歳児では3市町村、3号の1、2歳児では1市町村と、2年経過しますと不足する市町村数が減っていくといったような傾向にございます。

なお、3号、こちらにつきましては31年度まで不足が見込まれる市町村も2市町村やはりありましたけれども、今後定員の弾力化等によりましてその確保の努力をしていくということでございます。前回に比べますと、そういった市町村もぐっと少なくなったところでございます。

次に、本文の3ページのほうに一旦戻っていただきまして、3の認定こども園の普及という点でございます。(1)、認定こども園の目標設置数及び設置時期につきまして別表2のとおりという表記がでございます。今回別表2、前は県全体の数字だけをご報告しましたけれども、巻末、一番後ろの資料でございますが、行ったり来たりで申しわけありません。別表2ということになっております。これに市町村別の目標設置数を加えさせていただきました。27年度から12、19、7、2、ゼロと、あと未定といいますのはどの年度にするか未定ということで、合わせて52という数字になってございます。市町村別の計画内訳は、これも市町村の計画と合致しているということでもあります。この点加えましたので、ご報告します。

あとは本文の、また2ページのほうに戻っていただきたいと存じます。(1)の各年度における教育・保育の量の見込みとありますけれども、ここの3行目以下、またから7行を今回加えさせていただきました。内容につきましては、幼稚園、保育所が認定こども園に移行する際に、本来であれば量の見込みのほうにその数を、定員数であるとかそういったものを加えろというのが国のほうの指針でございまし

たけれども、現在のところ制度の財源給付の詳細等が決まっていないことから、先ほど未定といったところもございまして、このため認定こども園の移行の必要利用定員総数に加算する数というのを少し決められない状況にございます。それで県としましては、数を定めずに幼稚園、保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込みを上回っている場合にも原則として認可を行う方針としますという、この一文を書かせていただくことにしております、個別の人数ではなくて、移行する場合には原則認可するという方針を明示するという事で変えさせていただくという事であります。

最後に、従事者の見込み数でございます。先ほど差しかえまして6ページをご覧くださいと思います。特定教育・保育及び特定地域型保育を行うもの見込み数ということで、市町村の量の見込みが確定しましたので、これに対応する職員数がどれぐらい必要かという数字を国のほうで全県、全国的にこういうような数字を入れるとこういう数字が出てくるというものを配布してございまして、それに合わせてつくったものでございます。保育教諭、保育士、幼稚園教諭、保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者ということで、下の米印のとおりですけれども、こういった職種で27年度からこれだけの人数が増えてくる、必要になってくるということでもあります。特に保育士につきましては、27年度4,289名から29年度4,569名ということで、300名弱の増加ということになってございます。こういったところには、処遇改善でありますとか、職場環境の改善によりまして就業される方を増やしていくとともに、就職あっせんといった保育士の確保対策について充実を図りながら確保を図っていきたいと思っております。

修正点でございましたけれども、資料3、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画につきましてはこういった変更がございますので、ご報告します。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

支援計画につきまして、この修正点につきましてご説明いただきました。ただいまのご報告につきまして何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○豊巻浩也委員 最後に話された6ページの表で、保育士さんの数が必要だということで、処遇改善という話があったわけですが、いろんな保育に答えなければなら

ないということで、いろんな就業形態の保育士さんがいると思います。具体的に言うと非正規だったり、潜在保育士さんを探せということも大事でしょうが、新規の保育士さんを探すということも大事になってくると思うのですが、そういった意味で処遇改善の方向の中で働く魅力を感じることができるという雇用の形態の中で、今持っている課題をどのように考えているか教えてください。これから数を多くしていかなければならないので、そこは力を入れていかなければならない点だと思って質問します。

○遠山宜哉会長 どなたにお答えいただけますか。はい、お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 ありがとうございます。ただいま保育士さんの就業形態が多様化している、そういった中であって保育士さんが働く魅力を持って就業できるような、そういった形をとるための課題ということでのお話と捉えました。今全国的な状況を見ますと、やはり保育士が不足しているという現状にあるわけではありますが、やはりその背景には今委員ご指摘のとおり、正規の職員よりも非正規のほうが多いというのが実態であります。いわゆる雇用形態としての安定的な雇用形態がまだ十分ではないといったのが一つあるかと思えます。

それと、やはり今処遇改善ということで、国においては平成25年度と比較いたしました、私立の保育所になりますが、私立保育所で25年度と比較して賃金ベースをアップした場合にそれに対して国のほうが補助するという制度がございます。これについては25年ベースにして26年度は2.8%、27年度においては3%、29年度においては5%の賃金ベースアップ分の処遇改善を行うという制度がございます。これを裏返してみますと、やはり保育士さんの賃金ベースといえますか、それがやはり低いというのが現状にあるかと思えます。そういったことから、今国においても、また私ども県のほうにおきましてもそういった処遇改善に向けたさまざまな国の施策を取り組みながらの対応、そしてまた非正規の職員の方につきましては、いろいろと25年の10月に保育士・保育所支援センターというものを設置して、潜在保育士さんの求人、求職のマッチングを行っているわけなのですが、どうしてもやはりそれなりの求人と求職の需要というのはそれぞれにあるわけなのですが、施設側のほうで求めている求人といえますと、どうしても正規よりも非正規のほうを求めている状況があります。一方、職を求めている潜在保育士さんとなれば、非正規よりも正規で働きたいといったようなことから、それぞれ求人と求職の需要の数はあ

るのですが、そこでうまくマッチングしないといったケースもございます。そういった課題をも捉えながら、いろいろとそれぞれの事情といいますか、そういったものもよく聞きながら、そして保育士・保育所支援センターの中で来年度以降もマッチングに向けた取り組みを続けていく、来年度はそういった意味で保育士・保育所支援センターの予算も増額をしながら、そういったものに取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。よろしいですか。お願いします。

○両川いずみ委員 保育士さんだけの問題ではないのですけれども、結局岩手県のせっかく育成して、これから就職するといったときに、都会のほうの給与との差というのがすごく大きくて、どうしても高額のほうに流れてしまったり、都会に憧れるという、そういったことがあるのですけれども、今現在東京のほうに、都会に流れて行って、結局非婚の問題になっていたり、そういうことがやっぱり大きくクローズアップされていると思うのです。だから、学校現場で就職担当の方々も、目の前の賃金、価格もそうなのだけれども、将来のことをやはりできるだけ地域に残って、地域の中での幸せを探すみたいな形の方角をどこかでできないものかと。今給与体制やいろんなそういった処遇の改善の話もちょっと出ていましたけれども、将来的なこともやっぱり考えて、こっちは就職ないから、安いからというだけで都会に出ていくようなことを少しでも歯止めをしていかないと、全部若年層の女性が出ていってしまうということもありますので、そこも大学の就職活動の担当の方々にはアドバイスしていただく必要があるのではないかなとちょっと感じたところなので、直接的には関係ないかもしれませんが、一言言わせていただきました。

○遠山宜哉会長 これは保育士とかということに限定することなくということですかね。そうではなくて、要は定着する魅力があるような政策をとということですかね。何かコメントございますか。はい。

○南子ども子育て支援課総括課長 今保育士さんに限らず、地元に着定できるような地域の魅力というものをやはり県としてもいろんな施策を出しながら、県内定着を図れるような、そういった岩手にしていくべきではないのかというお話でございました。これにつきましては、私どものみならず全庁的な取り組みということにもなりますので、さまざまな形の中で、特に先ほど部長が冒頭ご挨拶で申し上げまし

たように、昨年の9月に知事を本部長として設置いたしました人口問題対策本部、その中では人口減少対策として大きく社会減対策と自然減対策、2つに分けてやっているわけでありますが、私どもはそのうち自然減対策のほうを担当しておりますけれども、社会減対策のほうはそういった人口の流出防止といえますか、あるいは逆に人口定住、そういう観点からの検討になってまいりますので、そういったところは全庁的な対策本部を含めていろんな県の施策に反映できるような形で検討させていただきたいと思っておりますので、いろいろとありがとうございました。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。あとは何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○藤本達也委員 ついでにお願いします。保育園というのは保育士だけではないのです。調理師もいるし、栄養士もいるし、看護師もいるし、いろんなスタッフがいるのですけれども、この処遇改善費いただいたやつはうちの園では任されていたので、みんなで山分けしたのですけれども、国のほうでくれるというのはこれは保育士にやる金なのだぞという形であれなのですけれども、保育所というのはいろんなスタッフがいますので、そちらの人たちの分なんかも考えてもらわないと、保育士だけ給料上がったって、では調理やっている人たち、私たちは何なのというふうなことにもなりますので、その辺のこともよろしくついでにお願いします。

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。

はい、お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 済みません、大変失礼しました。先ほど例示として申し上げた処遇改善の関係は、原則として保育士の処遇改善なわけでありましてけれども、今ご意見いただきましたように、当然保育士以外のいろいろな職種の方々が保育所では勤務されているという、これはそのとおりであります。これにつきましては、昨年あたりから新制度の説明をしている中で出てまいりました公定価格、これまでの保育所運営負担金といえますか、その中で見ていた単価といえますか、その部分においては今回の消費税の増税分、今回は1年先送りになりましたけれども、その分の7,000億分を別な財源として確保いたしましたので、そこで予定どおり質の向上策ということで保育士以外の保育所に勤務する職種の方々に対しても、最終的には29年度で約10%から11%ぐらいの質の向上分が図られるということでもありますので、27年度にというのはちょっとまだ定かではありませんが、11%

に達するまでの、3%とか4%、段階的に11%まで引き上がっていくというふうな形で今のところは情報は伺っておりますので、参考までにお知らせしたいと思いません。

○遠山宜哉会長 情報をいただきました。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、先へ進ませていただきます。

4 協 議

いわて子どもプランについて

○遠山宜哉会長 次は、報告を終わりました4番、協議事項、いわて子どもプランについて事務局からご説明いただきます。

お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 子ども子育て支援課総括課長の南でございます。では、いわて子どもプランについて私のほうからご説明申し上げたいと存じます。恐縮ですが、座ってご説明をさせていただきます。

それでは、資料ナンバー4、いわて子どもプランという資料と、あと先ほどパブリックコメントと地域説明会をご説明しました資料ナンバー2、この2つを使ってご説明申し上げたいと存じます。今回資料4のほうはいろいろとパブリックコメント、地域説明会、そして前回12月で皆様方から意見を頂戴しておりますので、そういった内容から資料ナンバー4のプランのほうに変更を加えた部分についてご説明申し上げたいと思っておりますので、まずは資料ナンバー2の1枚おめくりいただきまして、2ページをお開きください。左肩のところに番号が振っておりますが、番号の2、3、4、5、これが資料ナンバー4の29ページに当たりますので、資料ナンバー4の29ページをお開き願います。パブリックコメントの中では、親と子の健康づくりの充実のところ母子保健医療体制の充実を図るための連携機関に県歯科医師会を加えてほしい、あるいは学校歯科医、学校薬剤師、あるいは歯科医師、そういったものを加えてほしいというパブリックコメントのご意見があったわけがあります。これを受けまして、私どものほうでは資料ナンバー4の29ページ、まず

上の丸の4つ目ではありますが、中ほどに県医師会の後に「県歯科医師会」というのをここに加えたものでありますし、またその3つ下の丸でありますけれども、学校医の次に「学校歯科医、学校薬剤師」、それでちょっと飛びまして医師の後に「歯科医師」、これらのパブリックコメントでご意見を頂戴し、この分を加えさせていただいたものであります。

また、子ども・子育て支援新制度施行後からのプランのために、プランであるがゆえに、障がい児の理解指導法の普及啓発対象に認定こども園、放課後児童クラブの名称を加えたほうが良いというご意見を頂戴いたしておりましたので、29ページの一番下の丸のところに保育所、幼稚園の後に「認定こども園等」という言葉をつけ加えさせていただいたものであります。

続きまして、資料ナンバー2の同じく2ページの左肩の番号の7番のところに38ページ、資料ナンバー4の38ページに関連するご意見を頂戴しております。プランの38ページをお開き願います。ここでは、岩手の食育の推進のところに連携機関に県栄養士会、県歯科医師会を加えてほしいというご意見がございましたので、プランの38ページの丸の2つ目のところに「県栄養士会、県歯科医師会」という文言を加えさせていただいたものであります。

そしてまた、その2行後のところですが、そこについてもパブリックコメントの中で子どもへの食育による普及目的によくかんで食べるというそういう機能面からの食育支援についても記載をしてほしいというご意見を頂戴しておりましたので、ここによくかんで食べること等の大切さの普及を図りという文言を加えさせていただいたものであります。

パブリックコメントの関係で意見を反映したのは以上であります。

資料ナンバー2の4ページをお開きください。資料ナンバー2の4ページでございます。ここは地域説明会で頂戴した意見の反映の部分であります。資料ナンバー2の4ページの2の(3)の意見の内容の左肩番号1、沿岸の部分でございます。これはプランの30ページに当たりますので、プランの30ページをお開き願います。地域説明会でのご意見の内容は、この計画は国の新制度を加味した計画であるならば、新制度に移行する幼稚園あるいは認定こども園なども考慮して、これは30ページの一番下のところがございますが、多様な保育ニーズへの対応のところの保育サービスの充実などは、教育、保育サービスの充実とすべきではないかというご意見

を頂戴したところであります。これにつきましては、最終的に教育部分については、幼稚園などについては別のページになりますが、3の(5)、生きる力を育む学校教育の推進のところで記載をしているところでありますが、この30ページの2の(4)のところにもタイトルとして、一番上になります、保育サービスの充実との後に「教育・保育の総合的な提供」というタイトルを文言として加えさせていただいたものであります。

そして、これと連動いたしまして、下の多様な保育サービスを促進しますの丸の1つ目のところにつけ加えたのが「幼稚園における一時預かりの活用」といった、幼稚園における保育サービスの部分をこの中にも加えさせていただいたというものであります。

以上がパブリックコメントと地域説明会でこのプランに意見を反映させていただいた内容であります。

さらに、1枚物であります資料ナンバー4-1をご覧くださいと存じます。資料ナンバー4-1は、前回、第3回目12月の子ども・子育て会議における皆様方から頂戴したご意見、これをもとにして意見をどのように反映したかという資料でございます。資料ナンバー4-1のナンバー1であります。まず、プランの名称につきまして、表紙の部分になりますけれども、仮称ではあるけれども、今新・いわて子どもプランとあるために、本文中のいわて子どもプランというのいろいろと出てくるのですけれども、その中にも「新」をつけて整合性を図ってはどうかというご意見を頂戴しました。これにつきましてはの反映状況であります。まさにご意見のとおりだと存じます。ただ、新たな計画の名称については、最終的には(仮称)の中から「新」という名称を外して、これまでと同様いわて子どもプランといった計画名称にしてまいりたいと思いますので、表紙のところから「新」という名称を取って、これまで同様のいわて子どもプランというふうな形で進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、資料4-1のナンバー2の部分です。ここはプランの30ページをお開き願います。プランの30ページでございます。ここで頂戴いたしましたご意見とすれば、プランの30ページのところに、上に課題等のところがございしますが、この中に「入所できない児童が特定の市において発生しているほか」という表現が12月の時点ではございましたが、特定の市というよりも複数の市、町に発生している現状か

ら、特定の市町村でもいいのではないかとといったご意見を頂戴しました。まさにそのとおりであります。市のみならず町村にも発生をいたしておりますので、そのご意見の趣旨を反映した上で、さらにちょっと説明を補って修正をさせていただいております。前の表現でありますと、日本語としてちょっと適切さを欠く部分がありましたので、改めて今回下線を引いた内容に改めたものであります。「入所できない児童が増加する傾向にあり、保護者の就労等に伴い保育を必要とする家庭の増加への対応や」という言葉を補った形で、ご意見を踏まえた上での修正ということにさせていただいたものであります。

続きまして、資料4-1のナンバー3のところであります。これはプランの31ページをお開きください。31ページの括弧書きの2段落目と申しますか、実施者、従事者の確保及び資質の向上のところの丸の1つ目のところに、後半部分に「基本となるのは人材であり」という人材の言葉が出てきたわけではありますが、これについての前のご意見は、保育士は材料ではなく人であり宝であるという意味で「人材」、いわゆる「財」を使うほうが適切ではないかといったご意見を頂戴したものであります。これにつきましては、改めて私ども内部でもいろいろと検討させていただいたわけではありますが、県においては過去に「財」を使った、「人材」を使った例といたしますと、組織の名称としては人材育成担当といったような形で「財」を使わせていただいた例がありますが、しかしながら現在は国が定める次世代法に基づく都道府県行動計画の策定指針でありますとか、県の総合計画であるいわて県民計画、さらに環境生活部が今見直しを進めておりますいわて青少年育成プラン、こういったような各種法律関係の国の計画、そして県の計画におきましては、失礼ですが、全て「材」である「人材」、こちらの用語を今用いておりますことから、それらとの整合性を図りまして、当子どもプランにおきましても「人材」、「材」のほうで統一をしてまいりたいということでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

続きまして、資料4-1の4番でございます。これはプランの36ページでございます。36ページをお開き願います。ご意見の内容は、記載の中には……これは36ページの一番下の丸のところでございます。「子どもが健全に成長するためには、生まれ育った生活・教育環境に左右されないことが重要であり」というふうにあるのですが、「発達と環境の問題があり「左右されない」を削除して、「生まれ育った生

活・教育環境が重要であり」としてはどうかというご意見を頂戴したところであり
ます。これについては、前回もこの場でご回答させていただいたわけでありませ
が、最終的にいろいろと精査をさせていただきましたが、国の子どもの貧困対策
法、法律でありますとか、国が作成した同対策大綱におきましても同様に「生まれ
育った生活・教育環境に左右されないことが重要であり」という表現がございます
ので、私どもとすればこれら法律あるいは大綱の表現と整合性を図りたいという趣
旨で、ここについては前回お示ししたとおりとさせていただきたいと存じます。ご
理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、資料4の5番でございます。放課後の健全育成であります、プラ
ンの37ページをお開きください。37ページでございます。ここで1つ目の黒丸の中
に保護者が昼間家庭にいない児童のためとして放課後子ども教室と放課後児童ク
ラブを記載しているが、放課後子ども教室は保護者がいないことを条件としていな
いことから、別なところに移してはどうかというご意見でありました。それで、37ペ
ージの1つ目の丸であります、その次の2つ目と3つ目を新たに追加させていた
だきましたけれども、最初の1つ目の案、ちょうど見え消しにさせていただいてお
ります。実はこの1つ目の丸の中に3つの要素を込めてございました。1つは放課
後子ども教室にかかる記載、2つ目は放課後児童クラブについての記載、そして3
つ目は福祉部局と教育部局の連携について、この3種類について記載をさせていた
だいたわけでありまして、そのためにちょっと文言が適切さを欠いたところがござ
いましたので、それをそれぞれ1項目ずつに今回分離、独立をさせていただきました
。したがって、1番目に残したのが放課後児童クラブについての記載事項で
あります。2番目には、放課後子ども教室を独立させました。そして、3番目には
福祉部局と教育部局の連携を独立させたというものであります。したがって、前回
の案では1つ目の丸に3項目を含ませておいたのを今回は3つの丸に分離、独立さ
せたというものであります。

続きまして、資料4-1、6番であります。これはプランの41ページになりま
す。41ページをお開き願います。41ページの生きる力を育む学校教育のところの丸
の7つ目であります。岩手の豊かな自然、歴史、文化、産業についての学習云々と
いうくだりがありますが、ここが豊かな人間性が郷土愛、先人教育だけでよいのか
どうか検討願いたいというご意見を頂戴しておりました。ここにつきましては、教

育委員会のほうとも確認、調整をさせていただいたわけではありますが、豊かな人間性を育む施策に関する記載は実はこの7番目ではなくて、丸でいうところの4つ目、あと5つ目も多分入ってくると思うのですが、4つ目、5つ目の部分、すなわち福祉施設等でのボランティア活動とか企業での就業体験、こういった体験学習を進めること、あと次の家庭科等を使っての体験学習ですか、これらも多分豊かな人間性を育む施策の記述に当たってくると思うのですが、この4番目、5番目が豊かな人間性を育む施策に当たる部分でありますということでありまして、また順番とすればいわて県民計画に沿った記述であるというふうな教育委員会からの回答がございまして、それにのっとった形で原案のとおりとさせていただいたものであります。よろしくご理解のほど願います。

あと最後、資料4-1の7番であります、ライフステージ別の施策の展開、これは44ページと45ページです。これちょっと今45、46ページになっていますが、44ページと45ページの見開きの部分であります。ここでのご意見は、一番上のところにそれぞれのライフステージ、若者から妊娠・出産、乳幼児、小学生、中学・高校生というステージがあるのですが、そのうちの生きる力と居場所づくりの記載が小中高の区別なく必要なのではないかとということで、12月の段階では小学生のところに生きる力を書き、中学・高校生のところで居場所づくりという記載しておったのですが、確かにご意見のとおり生きる力と居場所づくりについては小学生、中学生、高校生の区別なく必要なことでもありますので、新たに小学生のところに下線を、一番のところにあります、下線を付してありますが、放課後の公的な居場所づくりというのを新たに追加いたしましたし、中学・高校生のところも生きる力を育む教育の推進という項目を追加させていただき、小学、中学、高校、それぞれに生きる力と居場所づくりという項目を加えさせていただいたということでもあります。

以上がそれぞれのパブリックコメント、そして地域説明会、さらに前回の会議の中で皆様方に頂戴した意見を踏まえて修正をさせていただいたプランの内容でございます。

私からの説明は以上でございます。

○遠山宜哉会長 ありがとうございました。

いわて子どもプランの修正につきまして、さまざまなご意見に対応して修正等を行ったということでご説明いただきましたけれども、委員の皆様から何かさらにご

質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○両川いずみ委員 今回のライフステージ別の施策の展開のところではちょっと気がついたのですけれども、中学校、高校のところに健全な母性、父性の意識の醸成というふうにあります、全体的に子育てのところで家族とか家庭とかというのがすごく今いろんな形態があるので、全てお父さん、お母さんがそろっているというのが健全なというふうにはできないのですけれども、やっぱり家族愛といいますか、そういったものに対する中学、高校のときの教育というか、健全の母性、父性のところにもう一つ家族というか、家庭というふうなくくりも一つ必要ではないかなとちょっと気づいたところではすけれども、いかがなものでしょうか。

○遠山宜哉会長 お願いします。はい、どうぞ。

○南子ども子育て支援課総括課長 貴重なご意見ありがとうございました。あいにく今日ちょっと教育委員会の担当のほうが出席いたしかねたところではございますので、今の家族、家庭といったものから、あるいは母性、父性といったような表現とか、そういったものは教育委員会のほうともちょっと協議をさせていただきたいと思っております。その上で、また最終的には会長のほうともご相談をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○遠山宜哉会長 それでは、それは引き続きまたこちらで行います。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 それでは、ただいまいただいたご意見につきましては、こちらで会長である私と事務局関係者と調整することとさせていただきます、本会議としてこのいわて子どもプラン、本計画を承認することとしてよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○遠山宜哉会長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで、あとはこちらにお任せいただきたいと思います。ありがとうございます。

5 その他

○遠山宜哉会長 次第では大きな5番にその他とございます。皆さんのお手元には

資料5というのが、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画と題するものがございすが、これは先ほど来いろいろご意見出てきた中にもこれについてのご意見はなかったということで、本会議でもこれは出ておりませんでしたので、特に修正なしなので、今日もご説明なかったわけですけれども、それを一応ご参考までということでつけていただいております。特によろしゅうございますか。今までは特にありませんでしたので、パブリックコメントはあれしていませんが、地域説明会では特に出ておりませんでしたので。

それでは、ほかに何かその他として委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長 あと事務局はいかがでしょうか。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 ございません。

○遠山宜哉会長 それでは、用意した次第は、これで以上で終わりでございますので、最後に根子部長さんから今日の協議につきまして一言コメントをお願いします。

○根子保健福祉部長 本日は大変皆さんありがとうございました。本日の会議で、今年度の会議でございますけれども、この委員会を4回、それから支援計画部会を3回、子ども育成部会を4回開催いたしまして、認定こども園の部会を除きまして本日でほぼ終了ということになります。委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまして大変ありがとうございました。また、遠山会長、それから大塚部会長さん、米田部会長さんには会議の進行、計画、条例の取りまとめにご尽力を賜りまして感謝申し上げます。

この会議を通じまして、まずいわての子どもを健やかに育む条例案についてご審議いただきましたし、それから本日の子どもプランの策定、それから新たな子ども・子育て支援新制度に向けた支援事業計画といった来年度以降取り組むべきさまざまな課題についてご議論いただきました。いろいろ大きな制度改革でございますので、この条例なりプラン、計画をつくって、それでスムーズに行くとは全く思っておりません。これからが多分これをどうやって生かしていくかということが大きな私たちに課された課題だというふうに思っております。そういうことでございますので、まずはこういったことでまとめていただきましたことに感謝申し上げますとともに、新年度以降、これを土台としながらさまざまな取り組みを展開してまいりたい

と思っておりますので、委員の皆様には引き続きご協力をお願いしたいと思っております。本当に1年間大変ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

○遠山宜哉会長 それでは、議事はこの辺で閉じさせていただきます。委員の皆様、進行にご協力いただきましてありがとうございました。

6 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、本日は長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして平成26年度第4回岩手県子ども・子育て会議を終了させていただきます。本当にありがとうございました。